

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-2
許認可等の種類	長野県少年自然の家の利用料金の減免			
根拠法令条例等・条項	長野県少年自然の家条例 第15条			
許認可等の概要	少年自然の家の利用者が納付する利用料金の減免			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 長野県少年自然の家条例 (利用料金の減免) 第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。 (1) 県内の小学校、中学校、義務教育施設、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が少年の健全な育成を図るため研修、体育、自然体験活動その他これらに類するものに利用するとき。 (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。</p>			
基準の制定根拠	長野県少年自然の家条例 第15条			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	即時			
期間の制定根拠	過去の実績による			